別表第２（第５条関係）

入居期間	査定項目	査定基準
１年未満	畳	入居者の責めに帰すべき事由により毀損しているもの
	ふすま	
	その他	
１年以上	畳	入居者の通常の使用により生じた損耗によるもの及び毀損しているもの
	ふすま	
	その他	入居者の責めに帰すべき事由により毀損しているもの